

平成30年 2月20日

次世代育成支援対策法に基づく 「社会福祉法人長幼会 行動計画」

企業名	社会福祉法人 長幼会
法人番号	9020005003938
代表者	理事長 水野 恭一
業種	第二種社会福祉事業
企業規模	192人(平成29年 4月 1日現在)
所在地	224-0027 神奈川県横浜市都筑区大圃町 74-12
電話	045-595-0415
FAX	045-595-0416
事業概要	保育園・放課後キッズクラブの運営 ・すくすく保育園(認可) ・千丸台保育園(認可) ・横浜みなとみらい保育園(認可) ・玉川保育園(認可) ・新井小学校放課後キッズクラブ
URL	http://www.cyouyou-kai.jp

次世代育成支援の一環として、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が働きやすい環境を目指す。また、家庭の協力と関係機関との連携を得ることで、職員が安心して働ける環境となるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日までの5年間

2. 内 容

【目 標】

- (1)妊娠中の女性職員の母性保護について、管理職を含めた職員間の理解を深める。
- (2)育児短時間勤務者の期間を3歳到達時から小学校就学の始期までに延長する。
- (3)予定されている育児介護休業法改正に伴う内容の速やかな法人規程への反映と周知。
- (4)「育児介護規程」と「育児休業及び介護短時間勤務に関する規程」を一本化し、「育児・介護休業等に関する規程」に、関連する申請書類の整備を行い、規程に基づく制度利用の

促進を図る。

(5)平成 29 年 1 月 1 日施行に伴う改訂内容の法人規程への反映と、マタハラ防止に向けた措置の具体化を図る

(6)平成 29 年 10 月 1 日施行に伴う改訂内容の法人規程への反映と、努力義務の規程への取り組み

【対 策】

(1)平成 27 年 4 月～ 法人内企画会議で取り組みの確認

(2)平成 27 年度 ①就業規則や育児・介護休業規程に基づく、法人の規程・制度に関する内容を職員会議や各種会議を通じて、制度の利用に対する理解を深める。

②育児短時間勤務における 3 歳から小学校就学前の子を養育する職員について、短縮等の措置に準じた弾力運用。

10 月～ ③「育児介護規程」と「育児休業及び介護短時間勤務に関する規程」の一本化をはかり、「育児・介護休業等に関する規程」として、整備及び各種会議での周知

(3)平成 28 年度 ～ 育児・介護休業利用者の実態把握と職員会議ならびに各種会議において、利用についての意見収集 ～ 規程の理解を深めることを確認

①取扱担当事務職員へ研修を実施し、丁寧な説明と制度利用の促進を図る

②平成 29 年度 1 月改正法施行に伴う改正内容の「育児・介護休業等に関する規程」への反映 ～ 職員会議での制度改定内容の周知

(4)平成 29 年度 10 月～

①平成 29 年度 1 月改正法施行に伴う改正内容の「育児・介護休業等に関する規程」への反映 ～ 職員会議、各種会議での制度改定内容の周知

(5)平成 30 年度 ～ ①制度改定後の利用状況と課題の把握～アンケートの実施に向けた準備

②マタハラ防止に向けた管理職・職員向け研修資料の検討

(6)平成 31 年度 ～ ①育児目的休暇等、努力義務の規程化と取得促進に向けた制度内容の理解を深める取り組み